

「可児市ふるさと応援寄附金」お礼の品 募集要領

1 目的

「可児市ふるさと応援寄附金」制度の促進と市内事業者の取り扱う特産品やサービス等のPR・販売促進等による地域経済活性化をはじめとした地域振興を図るため、寄附をされた方へ返礼品として贈呈する商品（以下「お礼の品」という。）を募集します。

2 応募の要件

（１）事業者等の要件

次のすべての要件に適合すること。

ア. 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと

イ. 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

ウ. その他「可児市ふるさと応援寄附金」制度に関する事業全般に協力いただけること

（２）お礼の品の要件

次のア～オに適合すること。

ア. 次に示す地場産品の基準のいずれかに該当すること

（ア） 市内において生産されたものであること

（イ） 市内においてお礼の品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること

（ウ） 市内においてお礼の品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

a 市内において県内で生産された食肉を原材料として熟成したものであること

b 市内において県内で生産された玄米を原材料として精米したものであること

c 市外で製造していても、市内で企画立案当していることでお礼の品の価値の過半が区域内で生じていると証明できるものであること

（エ） 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）であること

（オ） 市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自のお礼の品等であることが明白なものであること

（カ） （ア）～（オ）に該当するお礼の品と関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、お礼の品等の価値が全体の7割以上であること

（キ） 市内において提供される役務（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供は除く）その他これに準ずるものであって、役務の主要な部分が当市に相当程度関連性のあるものであること

（ク） 市内にある宿泊施設であり、運営会社が県内のみで宿泊施設を運営していること（フランチャイズチェーン等の方式により、県外にも所在するブランド名を冠する施設は除く）

（ケ） 市内にある宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって下記に該当するもの

a 市内にある宿泊施設において、（ク）に該当しないが、一人一泊5万円以下であること

b 市内にある宿泊施設において、災害救助法が当市に適応された場合

（コ） 市内において発電された電気であり、発電エネルギーが明確であるもの

（サ） 次のいずれかに該当するお礼の品等であること

a 近隣の他の市町村と共同で、（ア）～（コ）のいずれかに該当するものを共通のお礼の品等とするもの

b 県が県内の複数の市町村と連携し、連携する市町村内において（ア）～（コ）のいずれかに該当するものを岐阜県及び当該市町村の共通のお礼の品等とするもの

c 県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町

村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれお礼の品等とするもの

(シ) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた(ア)～(コ)のいずれかに該当するお礼の品等を提供することができなくなった場合において、当該お礼の品等を代替するものとして提供するものであること

イ. 市から発注後、速やかに発送できること(原則7日以内)。ただし、製品の特性上7日以内の発送できない場合は別途協議の上、配送日程を決定します。

ウ. 飲食物の場合は、寄附者に到着後、原則10日以上消費期限または賞味期限が保証されること

エ. お礼の品の代金は、市が負担します。なお、寄附金額の設定はお礼の品の代金と送料を加味して市が決定します。また、状況に応じて予告なく寄附金額の設定を変更することがあります。

オ. 事業者等は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

※応募された事業者等及びお礼の品の審査は、「可児市広告掲載取扱要綱」及び「可児市広告掲載基準」を準用して、本要領の趣旨に基づき総合的に判断します。

3 お礼の品の発送

お礼の品の発送は、事業者等で行ってください(一部除く)。送料は、実費を市が負担します。

4 事業者等のメリット

インターネットのポータルサイト等を通じて、広く事業者等の商品、サービス等を紹介することができます。お礼の品を発送する際に、パンフレット等を同封してPRにつなげることができます。

5 申込方法

別紙『「可児市ふるさと応援寄附金」お礼の品 申込書』に必要事項を記入し、可児市市政企画部財政課へ提出してください。

6 覚書の締結

本事業の実施に当たっては、市と事業者等との間で覚書(別紙「可児市ふるさと応援寄附金お礼の品取扱いに関する覚書」)を締結します。

【申込・問合せ先】

可児市ふるさと納税サポート室

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波二丁目48番地1 熊谷大栄ビル1階2号室

シフトプラス株式会社埼玉営業所

Tel: 050-5527-2027 Fax: 048-594-9166

Mail: support@kani.furusato-lg.jp

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

可児市役所 財政課 ふるさと納税担当

TEL: 0574-62-1111 (内線2353、2354) FAX: 0574-61-0345

Mail: furusato@city.kani.lg.jp

(令和6年7月30日改定)